

一般競争入札の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年10月1日

浦安市長 内 田 悦 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 案件名 路面下空洞調査計画策定業務委託
- (2) 場所 浦安市全域
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- (4) 案件概要

別紙仕様書のとおり

- (5) 事業担当課 都市整備部 道路政策管理課

2 予定価格 7,430,000円（消費税額及び地方消費税額を除く。）

3 最低制限価格 事後公表

浦安市最低制限価格運用要領

(https://www.city.urayasu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/061/saiteiseigen202406.pdf)

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 令和8・9年度浦安市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、測量・コンサルタントの大分類を「土木関係建設コンサルタント業務」として登録のある者であって、浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年7月27日制定）に基づく指名停

止措置をこの公告の公示の日から本件の開札の日までの間に受けていない者であること。

- (2) 本案件について、特記仕様書25ページ(5)で指定している管理技術者及び担当技術者（以下、配置予定技術者）を配置できる者であること。
- (3) この公告の公示の日までの10年間に、路面下空洞調査に係る計画作成または検討業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に該当しない者であること。

ア 本件の開札の日前、2年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

5 入札に参加できない者

官公需適格組合である事業協同組合の構成員として入札に参加する者は、本件業務において、別の事業協同組合の構成員として、又は単体として、この入札に参加することはできない。

6 設計図書等の縦覧場所等

本件設計図書等を次のとおり縦覧に供する。

- (1) 場所 ちば電子調達システム

(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>)

の入札情報サービス

- (2) 期間 この公告の公示の日から開札の日まで

7 参加申請

- (1) 方法

参加申請は、次の資格確認資料をちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出し、これを行う。

ア 資格確認資料

（ア）資格確認書

(イ) 配置予定技術者についての資格を証明する書類の写し

(ウ) (イ) の配置予定技術者が直接的かつ恒常的に3ヵ月以上雇用関係にあることが確認できる書類の写し（社会保険標準報酬月額決定通知書もしくは住民税特別徴収額の通知書等）。なお、提出の際は必要な部分以外を黒塗りの上、提出すること

(エ) この公告の公示の日までの10年間に、路面下空洞調査に係る計画作成または検討業務を元請けとして履行した実績を有する者であることを証明できる契約書等の写し。

イ 提出方法

上記の資格確認資料を、上から順にファイル名に付番したものを電子ファイル化（PDF等）し、電子入札システムの添付機能により提出すること。

※上記による提出が困難な場合は、契約課に持参すること。

ウ 資格の確認

参加申請を行った者に対し電子入札システムにより競争参加資格確認通知書が送付されるが、参加資格の審査は、開札後に落札候補者を指定して行う。

資格確認資料の不足などにより入札執行者から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。また、資格確認資料については、公表の対象とする。

(2) 申請期間

令和8年10月6日午前9時から10月8日午前9時まで

8 設計図書等に関する質疑

質疑のある場合は、**令和8年10月9日午前9時までに**質疑書を浦安市財務部契約課のメールアドレス（nyusatsu@city.urayasu.lg.jp）に送付することにより行う。この場合において、送付するメールの件名は、本件入札の工事名に「（質疑）」を加えたものとする。

なお、当該質疑に対する回答は、**令和8年10月14日午前9時まで**にちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。

9 入札

(1) 入札書の提出の方法

入札書の提出は、電子入札システムにより、内訳書を添付し、これを行う。この場合において、入札参加者は、電子くじの場合に備え、3ケタのくじ番号を入力すること（入力のない場合、電子入札システムによる自動付番とする。）。

(2) 入札書の提出の期間

令和8年10月19日午前9時から10月21日午前9時まで

(3) 開札日時

令和8年10月21日午前9時30分

なお、開札に立ち会う場合、開札日時までに庁舎4階の入札室付近で待機すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

契約に際しては、浦安市契約事務規則（平成8年規則第24号）第27条の規定により所定の契約保証金を納めなければならない。

11 失格

次のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

(1) 次のとおり浦安市契約事務規則第11条の規定により無効とされる入札をした者

ア 参加資格のない者のした入札書

イ 同一人がした2以上の入札書

ウ 入札者が協定してした入札書

エ 金額その他記載事項が明らかでない入札書

オ 入札条件に違反して入札した入札書

(2) ICカードを不正に使用し入札をした者（登録情報を変更せず参加した場合を含む）

(3) 内訳書の提出を必要とする入札において、内訳書を提出しなかった者

- (4) 予定価格を超える金額で入札をした者
- (5) 最低制限価格を下回る金額で入札をした者
- (6) 期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者
- (7) 入札参加資格審査で不適格とされた者

12 事後審査方式による落札者の決定方法等

- (1) 入札参加資格の確認及び落札者の決定は、開札後に行うものとする。
- (2) 予定価格等の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）の審査の結果、入札参加資格等の条件を満たしていないと認めた場合、その者を失格とし、当該落札候補者の次に低い価格を入札した者について審査を行い、入札参加資格等の条件を満たしていると認められる落札者が決定するまで審査を行うものとする。
- (3) 落札者の決定後、その結果を入札情報サービスに掲載する。

13 その他必要と認める事項

- (1) 入札条件に適合しなければ、入札に参加できない。
- (2) 入札参加に当たり、法令等を遵守し、談合等による入札の公正を害するような行為は一切しないこと。

なお、談合等の疑いが生じたときは、入札参加の取消しその他市の執る措置に従い、一切の異議申立てはできない。
- (3) 入札が執行されるまで、入札に参加することを、業者間のもとより、外部には一切漏らさないこと。また、入札参加希望者の入札前の公表はしない。
- (4) 入札の参加の辞退は、入札書の提出の期間内に、電子入札システムによりこれを行う。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り

捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

- (7) 入札回数は1回とし、落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
 - (8) 現場説明会は、実施しない。
 - (9) 契約金は、業務完了後支払うものとする。ただし、浦安市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領（平成27年11月1日制定）に基づく前金払を行うことができる。また、部分払いはしない。
 - (10) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。
 - (11) その他入札条件等を遵守すること。
 - (12) 天災により電子入札システムが利用できない場合等、電子入札システムによる方法以外の方法による提出等を認めることがある。
 - (13) 紙入札の場合は、資格確認資料を入札参加申請期間に契約課に持参すること。また、入札書・内訳書の提出に当たっては、長3封筒に封入封緘し、案件名、開札日、会社名、会社所在地を表示した上で入札書提出期間に契約課へ持参すること。
- 14 本件は、立会人型電子契約の締結対象とする。電子契約ができない場合を除き、入札時に電子契約用メールアドレス確認書を提出すること。